

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第4項
【提出先】	中国財務局長
【氏名又は名称】	大下 俊明
【住所又は本店所在地】	広島県広島市安佐南区祇園3-27-30
【報告義務発生日】	該当事項なし
【提出日】	平成26年12月26日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	該当事項なし
【提出形態】	該当事項なし
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

## 【発行者に関する事項】

発行者の名称	フマキラー株式会社
証券コード	4998
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

## 【提出者に関する事項】

## 1【提出者（大量保有者） / 1】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	大下 俊明
住所又は本店所在地	広島県広島市安佐南区祇園3-27-30
事務上の連絡先及び担当者名	藤岡 晃
電話番号	0829-55-2112

## 【訂正事項】

訂正される報告書名	変更報告書 . 1
訂正される報告書の報告義務発生日	平成26年11月20日
訂正箇所	<p>1 . [ 表紙 ] [ 住所又は本店所在地 ] の訂正</p> <p>2 . 第2 [ 提出者に関する事項 ] 1 [ 提出者（大量保有者） / 1 ] ( 1 ) [ 提出者の概要 ] [ 提出者（大量保有者） ] の訂正</p> <p>3 . 第2 [ 提出者に関する事項 ] 1 [ 提出者（大量保有者） / 1 ] ( 7 ) [ 保有株検討の取得資金 ] [ 取得資金の内訳 ] の訂正</p> <p>4 . 株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第2条第2項又は第8条第2項に規程する「取引の媒介、取次ぎ又は代理を行う者の名称」を記載する書面（非縦覧）の記載内容に誤りがあった為、これを訂正します。</p>

## ( 訂正前 )

## 【表紙】

【住所又は本店所在地】

広島県広島市安佐南区<sup>58</sup>園3-27-30

## ( 訂正後 )

## 【表紙】

【住所又は本店所在地】

広島県広島市安佐南区祇園3-27-30

(訂正前)

## 第2【提出者に関する事項】

## 1【提出者（大量保有者） / 1】

## (1)【提出者の概要】

## 【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	大下 俊明
住所又は本店所在地	広島県広島市安佐南区 <sup>〒755</sup> 園3-27-30
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

(訂正後)

## 第2【提出者に関する事項】

## 1【提出者（大量保有者） / 1】

## (1)【提出者の概要】

## 【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	大下 俊明
住所又は本店所在地	広島県広島市安佐南区 <sup>〒755</sup> 祇園3-27-30
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

(訂正前)

## 第2【提出者に関する事項】

## 1【提出者（大量保有者） / 1】

## (7)【保有株券等の取得資金】

## 【取得資金の内訳】

自己資金額(W)(千円)	
借入金額計(X)(千円)	
その他金額計(Y)(千円)	
上記(Y)の内訳	
取得資金合計(千円)(W+X+Y)	

(訂正後)

## 第2【提出者に関する事項】

## 1【提出者（大量保有者） / 1】

## (7)【保有株券等の取得資金】

## 【取得資金の内訳】

自己資金額(W)(千円)	82,052
借入金額計(X)(千円)	
その他金額計(Y)(千円)	
上記(Y)の内訳	

取得資金合計（千円）（W+X+Y）	82,052
-------------------	--------